



霧の中で幻想的に舞う白蛇 第41回白蛇姫まつり

7月7日、「第41回白蛇姫まつり」（町観光協会主催）が、然別湖畔で開催されました。霧雨の中、鹿追中・瓜幕中・鹿追高校、続いて陸上自衛隊第5音楽隊による吹奏楽を演奏。2匹の子蛇と町白蛇姫舞保存会の中・高生による子ども白蛇舞（写真）、帯広カムイトウウボボ保存会による「神々の祈り」（カムイ・ノミ）の後、「湖水渡り」で幻想的な霧の湖面から2匹の白蛇が登場。舞台いっぱいに踊る白蛇姫舞に観客は魅了されました。その後ムックリ演奏、アイヌ民族舞踊が披露されました。



自慢の乳牛41頭が出品 第56回デーリィフェスティバル

7月8日、「第56回鹿追町デーリィフェスティバル」（町、JA鹿追町主催）が町共進会場で開催されました。クラス別乳用牛の審査には、41頭が出品。（学）八紘学園北海道農業専門学校勤務の田健一郎氏が審査員を行い、町産業研修生の若澤遙さんがデーリィプリンセスを努め、表彰などに花を添えました。また、幼児・小学生を対象としたバター作り体験、農畜産物の販売やジャッジングコンテストなども行われ、多くの方が来場しました。



元消防署長桑田良一さん 危険業務従事者叙勲受章

7月9日、元消防署長の桑田良一さんへの「第18回危険業務従事者叙勲受章伝達式」が役場応接室で行われました。桑田さんは、昭和47年より消防吏員として37年間の永きにわたり、多くの経験と知識を生かし災害の軽減、消防職員・団員の資質向上、消防施設の整備拡充を図るなど鹿追消防の発展に大きく貢献されました。十勝総合振興局松橋副局長より勲章が手渡され、ねぎらいの言葉が送られました。



8月は「北方領土返還要求運動強調月間」です

企画財政課広報広聴係

我が国固有の領土である択捉、国後島、色丹島および歯舞群島からなる北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

道では、一日も早い北方領土問題の解決のため、国の外交交渉を積極的に後押しする立場から、毎年8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として、道、市町村および北方関係団体が連携し、道内各地で重点的な返還要求運動を実施しています。（8月の強調月間は、1945年8月に旧ソ連邦が当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦し、北方領土問題が発端した月であることに由

来しています）

本年も、8月24日（金）に札幌市内で「2012北方領土返還要求北海道・東北国民大会」が開催されるほか、全道各地で多くの催しが予定されています。

■問合せ

北海道総務部北方領土対策本部運動交流グループ
011(204)5069

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hoppoyodo/>

●役場内に「署名コーナー」を設置します

8月中は、鹿追町役場企画財政課カウンタに「北方領土返還要求運動署名コーナー」を設置します。啓発パンフレットなども配置しています。

●「北方領土の日」ポスターコンテスト作品募集

道では、2月7日の「北方領土の日」を啓発するためのポスターデザインを募集しています。

応募対象：高校生以上の方で、プロ・アマは問いません。応募期間：10月31日（水）当日消印有効

詳しくは、北方領土対策本部のホームページをご覧ください。

鹿追交通安全団が交通遺児のために募金活動

町民課住民生活係

7月1日、社会を明るくする運動「ファミリー夕食会」会場で、鹿追交通安全団（柳町京那団長・団員16人）が、募金活動を行いました。

同少年団は、小学校3年生以上の児童より選出され、交通安全を広く呼びかける活動をしています。



5回目の活動となった今年は、4万7087円の募金が集まりました。

この募金は、交通遺児育英事業基金へ寄付され、交通事

故で親を亡くした子どもたちのために使われます。

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定締結式

町民課住民生活係

7月11日、帯広地方石油業協同組合と鹿追町の「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書締結式」が役場応接室で行われました。



災害時における緊急車両・避難所・医療機関などへの石油製品の優先供給、一時休憩所としての施設、水道水およびトイレの提供などを石油組合が支援することについて町と締結。式には、帯広地方石油業協同組合高橋勝坦理事長、同鹿追支部大上真秀支部長らが出席し、協定書を交わしました。吉田弘志町長は「災

害時のバックアップができた心できる」と感謝の言葉を述べました。

人権擁護委員に森末彰徳さんが委嘱されました

町民課戸籍年金窓口係

平成24年3月28日開催の平成24年第1回町議会（定例会）において、本年6月30日で任期満了となる法務大臣委嘱の人権擁護委員に森末彰徳さんを新任として、吉田弘志町長から推薦についての諮問がありました。

同日、町議会から適任との意見をいただき、町では法務大臣に対する推薦手続きを進めていたところですが、平成24年7月1日付けをもって法務大臣より人権擁護委員として委嘱されました。

委嘱の期間は3年間で、任期は平成27年6月30日までとなります。

人権擁護委員の職務は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、相談は無料で難しい手続きもなく、いつでも地域住民からの相談に応じ相談内容の秘密は守られます。